

八幡伸鐵株式會社勞働爭議

- 一、名 稱 八幡伸鐵株式會社
- 二、所 在 地 八幡市枝光港町一丁目
- 三、事業種類 伸鐵業
- 四、資 本 金 圓拾萬圓
- 五、従業員數 五〇名
- 六、爭議參加人員 全員
- 七、爭議發生年月日 昭和七年十一月十六日
- 八、爭議發生の原因並に經過の概要  
從來待遇條件劣悪なりと爲して豫ねて不満を有したる職工側に於ては給料の定期支拂を爲さず十月分の給料を支拂はざるに憤慨し十五日夜一部職工會合協議の結果全職工を糾合して翌十六日早朝一斉罷業に入ると共に十九項に亘る要求書を提出したのである。

16  
1

之に對し會社側には會社側の窮狀を説明し且つ工場閉鎖も敢えて辭せざる態度に出たので、職工側の態度軟化し要求條項の可及的承認方を款願し同日午後七時次の通解決したのである。因に本爭議には勞働組合の背景なし。

九、要求條件と解決條件

- 1、自今職工給料は所定の支拂期日に間違ひなく支給の事  
但し所定の支拂日が日曜日又は祭日に該當する時は支給を一日繰上ぐる事
- 2 共愛會の收支計算は之を年二回公表する事
- 3、公傷に依る傷病期間中は現在保險者より給付金額と日給額（従前の所屬本給額）との差額を補助支給する事
- 4、工程賃金を今日より即時引上げる事
- 5、停年制及退職手當等制度の即時制定